

長浜市相談支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第7号

長浜市相談支援事業実施規則の一部を改正する規則

長浜市相談支援事業実施規則（平成26年長浜市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。
様式第1号及び様式第1号の2を次のとおり改める。

長浜市相談支援事業所利用契約書

（以下「利用者」という。）の保護者（以下「保護者」という。）と長浜市（以下「事業者」という。）は、保護者が事業者の提供する相談支援を利用することについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が保護者に対して必要な児童福祉法に基づく相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援（以下「相談支援」という。）を適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から利用者の通所給付決定期間又は障害福祉サービス支給決定期間が満了する日までとします。

2 この契約が満了する日の7日前までに、利用者及び保護者（以下「利用者等」という。）から事業者に対して、文書による契約終了の申入れがなく、かつ、利用者の通所給付決定又は障害福祉サービス支給決定が更新された場合、契約は自動的に更新されるものとします。

（サービス等利用計画の作成）

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、利用者及びその家族の置かれている環境並びに日常生活全般の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等を把握します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、サービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、利用者を支援するうえで解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。

6 相談支援専門員は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載したサービス等利用計画案を作成し、サービス調整会議において審査を受けたうえで決定します。

(通所給付費の支給申請等に関する便宜の供与)

第4条 相談支援専門員は、保護者に代わって、サービス等利用計画案、通所給付費等の支給申請書等を長浜市福祉事務所へ提出します。

(サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

第5条 サービス等利用計画作成後において、相談支援専門員はサービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

2 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、支給決定を受けたモニタリング期間ごとに、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(サービス等利用計画の変更)

第6条 保護者がサービス等利用計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と保護者双方の合意に基づいたサービス等利用計画の変更案を作成し、サービス調整会議において審査を受けたうえで決定します。

(利用者負担について)

第7条 事業者の提供する相談支援について、保護者の自己負担はありません。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な相談支援を適切に行います。

2 事業者は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう公正中立に相談支援を行います。

3 事業者は、相談支援の提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

4 事業者は、本契約に基づく内容について、保護者等の質問等に対して適切に説明します。

5 事業者及び相談支援専門員は、本契約による相談支援を提供するに当たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、相談支援を提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 第11条から第13条までの規定に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (3) 第2条の契約期間が満了した場合

(利用者からの中途解約)

第11条 保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第12条 保護者は、事業者又は相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- (2) 第8条第3項から第5項までに定める義務に違反した場合
- (3) 故意又は過失により、利用者又はその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけるなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又は相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけるなど本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第14条 保護者は、本契約に基づく相談支援に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

(その他)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が双方記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

年 月 日

事業者	所在地	長浜市
	名称	長浜市
	代表者氏名	長浜市長

利用者	住所
	(児童) 氏名
	保護者氏名

⑩

長浜市相談支援事業所利用契約書（特定相談支援）

（以下「利用者」という。）と長浜市（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者の提供する相談支援を利用することについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援（以下「相談支援」という。）を適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から利用者の障害福祉サービス支給決定期間が満了する日までとします。

2 この契約が満了する日の7日前までに、利用者及び保護者（以下「利用者等」という。）から事業者に対して、文書による契約終了の申入れがなく、かつ、利用者の障害福祉サービス支給決定が更新された場合、契約は自動的に更新されるものとします。

（サービス等利用計画の作成）

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、利用者及びその家族の置かれている環境並びに日常生活全般の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等を把握します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、サービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、利用者を支援するうえで解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。

6 相談支援専門員は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の

解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載したサービス等利用計画案を作成します。作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象になるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

- 7 相談支援専門員は、支給決定または地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者と会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行います。また、担当者から専門的な見地からの意見等を求めることとします。

(通所給付費の支給申請等に関する便宜の供与)

第4条 相談支援専門員は、利用者に代わって、サービス等利用計画案、通所給付費の支給申請書等を長浜市福祉事務所へ提出します。

(サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

第5条 サービス等利用計画作成後において、相談支援専門員はサービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

- 2 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、支給決定を受けたモニタリング期間ごとに、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(サービス等利用計画の変更)

第6条 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

(利用者負担について)

第7条 事業者の提供する相談支援について、利用者の自己負担はありません。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、利用者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な相談支援を適切に行います。

- 2 事業者は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよ

う公正中立に相談支援を行います。

- 3 事業者は、相談支援の提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 4 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。
- 5 事業者及び相談支援専門員は、本契約による相談支援を提供するに当たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、相談支援を提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 第11条から第13条までの規定に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (3) 第2条の契約期間が満了した場合

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者又は相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- (2) 第8条第3項から第5項までに定める義務に違反した場合
- (3) 故意又は過失により、利用者又はその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけるなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又は相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけるなど本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づく相談支援に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

(その他)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が双方記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

年 月 日

事業者	所在地	長浜市
	名称	長浜市
	代表者氏名	長浜市長

利用者	住所	
	氏名	Ⓔ

後見人等	住所	
	氏名	Ⓔ
	続柄	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。